# 第4 税率に関する調

1	県税の税率等の推移	46
(1)	)県民税	46
(2)	)事業税	48
(3)	)不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・特別地方消費税・	
	地方消費税	50
(4)	)軽油引取税•狩猟税•鉱区税•石油価格調整税•産業廃棄物税•	
	自動車取得税	52
(5)	) 自動車税	54

## (1)県民税

	税目			年度	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)
	個		均等	割	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	人県民税		所得	割	(所得)	(所得)	(所得)	(所得)	(所得)
			資本等6	の金額が 超	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
				の金額が 超〜50億円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円
	法	均等割		の金額が 3〜10億円以	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
	人県民税			の金額が 円超〜1億円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
県民税			上記以	外	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		法人	-	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		税 割	附則 (超過課税)		5.8% (注1)	5.8% (注1)	5.8% (注1)	5.8% (注1)	5.8% (注1)
			民税利日 163年度		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県民	己税配	巴当割	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	(平月	成16年	Eから)	附則	3.0% (注2)	3.0% (注2)	3.0% (注2)	3.0% (注2)	
		税株: 度所得	式等譲	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
			手削 Fから)	附則	3.0% (注3)	3.0% (注3)	3.0% (注3)	3.0% (注3)	

<sup>(</sup>注1)平成12年6月1日から平成32年5月31日までに終了する事業年度分について資本の金額

<sup>(</sup>注2)平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払われる配当等に係るもの

<sup>(</sup>注3)平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡所得金額等に係るもの

# (1)県民税

	年度 税目				平成26年 (2014年)	平成26年 10月1日 以後開始 事業年度	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
	/m		均等	割	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	個人県民税				(所得)	(所得)	(所得)	(所得)	(所得)	(所得)
			所得	割	4%	4%	4%	4%	4%	4%
			資本等650億円	の金額が 超	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	800,000円
				の金額が 超〜50億円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円	540,000円
	法	均等割	資本等の金額が 1億円超~10億円以 下		130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
	人県民税			の金額が 円超~1億円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
県民税			上記以	外	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
		法人	-	本則		3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
		税 割	附則 (超過課税)		5.8% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)	4.0% (注1)
			民税利- 163年度		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	県国	民税配	2当割	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	(平月	成16年	<b>Eから)</b>	附則						
			式等譲	本則	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	渡所得割 (平成16年から) 附則				H 21 D ± 7				木の今姫	

(注1)平成12年6月1日から平成32年5月31日までに終了する事業年度分について資本の金額

#### (2)事業税

			W + 201 F	W-1200 F	W + 200 F	W + 2.4 F	W-205 Z
税目	年度	/	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)
個	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
人事業税	第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	あん摩等の事	事業等	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
		本則	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
	①収入金課祝 <b></b> 佐人	附則	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)	0.7% (注1)
	②並通法人	本則	(所得) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%
		附則	(所得) (注1) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得)(注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得)(注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得)(注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%
法	②特 別 注 人	本則	(所得) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%
八事業税		附則	(所得) (注1) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%
	④軽減税率	本則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%
	不適用法人	附則	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%
			資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%
	事業税 法人事業	税目 第1種事業 第2種事業 第3種 事業 第 あん 摩等の 引 を課税法 人 ②普 通 別 別 税用 経滅	# 1種事業	### 第1種事業 5.0% 第2種事業 4.0% 第3種事業 5.0% あん摩等の事業等 3.0% 本則 1.3% の7% (注1) (所得) 400万円超及び清算所得 9.6% (所得) (注1) 所別 (所得) (注1) (形力 (加力 (注1) (注1) (注1) (报) (形力 (注1) (注1) (注1) (注1) (注1) (注1) (注1) (注1)	### 第1種事業	## 第1種事業	## 第1種事業

(注1)地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分について適用される税率 (注2)平成22年10月1日以後の解散からは清算所得課税は廃止

	税目	年度		平成26年 (2014年)	平成26年 10月1日以 降開始事業 年度	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
	個人事	第1種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
	人	第2種事業		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	業税	第3種事業		5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%
		あん摩等の事業等		3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
		①収入金課税法人	本則		1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
		① <b>収</b> 八並味忱伝八	附則	0.7% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)	0.9% (注1)
		②普 通 法 人	本則	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%	(所得) (注2) 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び 清算所得 9.6%
	法		附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び 清算所得 5.3%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超及び 清算所得 6.7%
事業税		③特 別 法 人	本則	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 5% 400万円超及び 清算所得 6.6%
	人事業税	回付 加 伝 八	附則	(所得) (注1,2) 400万円以下 2.7% 400万円超及び 清算所得 3.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%	(所得) (注1,2) 400万円以下 3.4% 400万円超及び 清算所得 4.6%
		<ul><li>④軽減税率</li></ul>	本則	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%	普通法人 9.6% 特別法人 6.6%
		不適用法人	附則	(注1) 普通法人 5.3% 特別法人 3.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%	(注1) 普通法人 6.7% 特別法人 4.6%
		⑤外形標準課税交 法人(平成16年)		(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.5% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2%	(注2) 資本割 0.2% 付加価値割 0.48% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 2.2% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2%	(注2) 資本割 0.3% 付加価値割 0.72% 所得割 400万円以下 3.8% (注1) 1.6% 400万円超 800万円以下 5.5% (注1) 2.3% 800万円超及び 清算所得 7.2%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6%	(注2) 資本割 0.5% 付加価値割 1.2% 所得割 400万円以下 1.9% (注1) 0.3% 400万円超 800万円以下 2.7% (注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6%
(3/ <del>2</del> : 1	\ Lila -	方法人特別穏等に	· 88_J-	(注1) 2.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 2.9%	(注1) 3.2% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 4.3%	(注1) 2.3% 800万円超及び 清算所得 7.2% (注1) 3.1%	(注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6% (注1) 0.7%	(注1) 0.5% 800万円超及び 清算所得 3.6% (注1) 0.7%	

(注1)地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度分について適用される税率 (注2)平成22年10月1日以後の解散からは清算所得課税は廃止

## (3)不動産取得税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・特別地方消費税・地方消費税

	税目		年度	平成21年(2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年(2013年)	
	マギ!!	本則		4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
	不動産取得税 附則			3% (注1)					
	本則 県たばこ税 (旧県たばこ消費税) 附則			1,000本につき 1,074円	1,000本につき 1,504円 (注2)	1,000本につき 1,504円	1,000本につき 1,504円	1,000本につき 860円	
(1)									
		ゴルフ (1人1		960円~ 400円まで の7段階	960円~ 400円まで の7段階	960円~ 400円まで の7段階	960円~ 400円まで の7段階	960円~ 400円まで の7段階	
		舞踏場、射(利用料金							
ゴル	(旧娯	ぱちん。 (1台につき							
ルフ場利用	楽施設利	まあじゃ (1卓につき			亚战元	年(1989年)カ	7℃陸 小		
税	用税)	たまつる (1台につき							
		スロットマ: (1台につき							
		ビンゴゲー (1施設につ							
		特別地方消費稅 料理飲食等消費			平成12	年(2000年)カ	ら廃止		
※地		地方消費税 (平成9年度から <sup>悦率 = 国の消費税率)</sup>		25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	

<sup>(</sup>注1)土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋の取得については4%(本則どおり)

<sup>(</sup>注2)平成22年10月1日以降に適用される税率

	税目		年度	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	
	<b>74</b>	** TE. / E 1 1 1	本則	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	
	个期.	産取得税	附則	3% (注2)					
				1,000本につき 860円	1,000本につき 860円	1,000本につき 860円	1,000本につき 860円	1,000本につき 930円	
(									
		ゴルフ (1人1		960円〜 400円まで の7段階	960円〜 400円まで の7段階	960円~ 400円まで の7段階	960円~ 400円まで の7段階	960円~ 400円まで の7段階	
		舞踏場、射(利用料)							
ゴル	(旧娯	ぱちん。 (1台につき							
ルフ場利用	楽施設利	まあじゃ (1卓につき		平成元年(1989年)から廃止					
税	用税 )	たまつる (1台につき							
		スロットマ (1台につき							
		ビンゴゲー (1施設につ							
		特別地方消費科 料理飲食等消費			平成12	2年(2000年)だ	一一一		
	方消費和	地方消費税 (平成9年度から 発率=国の消費税率	に対する割合	63分の17	63分の17	63分の17	63分の17	63分の17	

(注2)土地及び住宅の取得は3%、住宅以外の家屋の取得については4%(本則どおり)

# (4)軽油引取税・狩猟税・鉱区税・石油価格調整税・産業廃棄物税・自動車取得税

	税目		年度	平成21年(2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)
			本則	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	軽油引取税	į	附則	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
			特例					
	<ul><li>①③以外の者の うち県民税の</li></ul>	録を	<ul><li> 流猟免許の登</li><li>受ける者</li></ul>	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円
	所得割の納付 を要する者	猟免許	許又はわな の登録を受 ける者	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
狩猟	<ul><li>②③以外の者の うち県民税の</li></ul>	録を	で猟免許の登 受ける者	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
税	所得割の納付 を要しない者	猟免許	許又はわな の登録を受 ける者	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	③第2種狩猟免 許 (空気銃)の登録 を受ける者			5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	①砂鉱を目的とし 鉱業権の鉱区	ない	試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
鉱区	- 鉱乗権の鉱区 (面積100アールごと	: 年額)	採掘鉱区	400円	400円	400円	400円	400円
税	②砂鉱を目的とす (面積100アールごと		鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
	③石油又は可燃性 する鉱業権の鉱		を目的と	① <i>の</i> 2/3	①02/3	①02/3	① <i>の</i> 2/3	① <i>の</i> 2/3
	石油価村 (法定外	各調整稅 ·普通稅〉		揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
		棄物税 目的税》	)	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円
	自動車取得和		本則	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	日期平以付(		附則	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)	5.0% (注1)

(注1)自家用登録自動車に限る

税目		年度	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
		本則	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
軽油引取税	į	附則	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円
		特例					
<ul><li>①③以外の者の うち県民税の</li></ul>			16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円
所得割の納付 を要する者	猟免許	の登録を受	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
<ul><li>②③以外の者の うち県民税の</li></ul>			11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円
所得割の納付 を要しない者	猟免許	の登録を受	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
③第2種狩猟免 許 (空気銃)の登録 を受ける者			5,500円	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	ない	試掘鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
	年額)	採掘鉱区	400円	400円	400円	400円	400円
		鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
0		を目的と	① <i>O</i> 2/3	① <i>O</i> 2/3	① <i>O</i> 2/3	$\bigcirc 02/3$	① <i>O</i> 2/3
			揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円	揮発油 1キロにつき 1,500円
		)	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円	産業廃棄物 1トンにつき 1,000円
白動車販得到	<u></u>	本則	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
日	兀	附則	2.0% (注2)	2.0% (注2)	2.0% (注2)	2.0% (注2)	2.0% (注2)
	軽油引取税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	軽油引取税  第1種録を 網猟免許 網猟免許 (空気銃)の登録を受ける者 ①砂鉱を目的としない 鉱業権の (面積1007ールごと 年額)  ②では、 一般 (面積1007ールごと 年額)  ②では、 一般 (面積1007ールごと 年額)  ②では、 一般 (面積1007ールでは、 一般 性 天然 ガスな する鉱業権の 鉱工 (	本則   本則   特例   特例   特例   特例   特例   特例   特例   特	本則   15,000円	本則   15,000円   16,500円   11,000円   11,000円	本則   15,000円   32,100円   32,100円   32,100円   32,100円   32,100円   32,100円   40,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   11,000円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   1,500円   1,000円   1,000	本則   15,000円   32,100円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   16,500円   11,000円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   5,500円   200円   20

(注2)営業用登録自動車及び軽自動車に限る

# (5)自動車税

	_									
	移	<b>~</b>		年月	变	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)
				Z	対	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円
					重課	37,900円	37,900円	37,900円	37,900円	37,900円
			総排気量 1リットル超〜あ	附	軽課	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円
			1.5リットル以下	則	軽課	26,000円	26,000円		此	26,000円
		自			軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
		家用		本則		39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円
	乗	, 14	総排気量 1.5リットル超~		重課	43,400円	43,400円	43,400円	43,400円	43,400円
	用			附	軽課	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
	車		2リットル以下あ	則	軽課	30,000円	30,000円	廃	止	30,000円
					軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
				7	は則	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円
		営業用	総排気量		重課	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円	9,300円
			1リットル超~あ	附	軽課	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
			1.5リットル以下	則	軽課	6,500円	6,500円	廃	止	6,500円
					軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
				本則		18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円
自	トラッ	営			重課	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円
動車		営業E	最大積載量 4トン超~5トン以下	附	軽課	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円
税	ク	用		則	軽課	14,000円	14,000円	廃	正	14,000円
					軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
				7	上則	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円
	バ	営業	乗員定員		重課					
	ス	業田	30人超~ 40人以下	附	軽課	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
		用	(一般乗合用)	則	軽課	11,000円	11,000円	廃		11,000円
					軽課			年(2005年)カ	ら廃止	
				7	大則	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
		ð	輪小型		重課	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円	4,900円
			輪/Y至 営業用)	附	軽課	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
		則				3,500円	3,500円	廃		3,500円
					軽課			年(2005年)カ		
	へ 特キ			7	対	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円
	種ャ用ン	自	総排気量		重課	30,300円	30,300円	30,300円	30,300円	30,300円
	涂ピ	家	1リットル超~ 1.5リットル以下	附 則	軽課	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円
	カカカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカルカル		用 1.5リットル以下		軽課	21,000円	21,000円	廃	此	21,000円
	里里				軽課			廃止		

_	_									
	移	<b>~</b>		年月	变 //	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
				7	対	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円	34,500円
			WALL TO B		重課	37,900円	39,600円	39,600円	39,600円	39,600円
			総排気量 1リットル超〜あ	附	軽課	17,500円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
			1.5リットル以下	則	軽課	26,000円	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円
		自守			軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
		家用		本則		39,500円	39,500円	39,500円	39,500円	39,500円
	乗		総排気量 1.5リットル超~		重課	43,400円	45,400円	45,400円	45,400円	45,400円
	用			附	軽課	20,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	車		2リットル以下あ	則	軽課	30,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
					軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
				7	大則	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円	8,500円
		営	総排気量		重課	9,300円	9,700円	9,700円	9,700円	9,700円
		営業	1リットル超~あ	附	軽課	4,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
		用	1.5リットル以下	則	軽課	6,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
					軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
	ノヺ			本則		18,500円	18,500円	18,500円	18,500円	18,500円
自		営			重課	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円	20,300円
動車		業	最大積載量 4トン超~5トン以下	附	軽課	9,500円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
税		用		則	軽課	14,000円	9,500円	9,500円	9,500円	9,500円
					軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
				7	関	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円	14,500円
	バ	営	乗員定員		重課					
	ハス	業	30人超~ 40人以下	附	軽課	7,500円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
		用	(一般乗合用)	則	軽課	11,000円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
					軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
				Z	に則	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
			+人 1 五日		重課	4,900円	5,100円	5,100円	5,100円	5,100円
			輪小型 営業用)	附	軽課	2,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
		( )	LI /IC/11/	則	軽課	3,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
					軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	
				7	に則	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円	27,600円
	特キャー	自	総排気量		重課	30,300円	31,700円	31,700円	31,700円	31,700円
	冷レ   ス	家	1リットル超~	附	軽課	14,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円
	かります。		1.5リットル以下	則	軽課	21,000円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円
	)				軽課		平成17	年(2005年)カ	ら廃止	